

富田林市自主防災組織補助事業要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織を育成するためにその立ち上がりを支援し、市民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条及び同法第 42 条の規定に基づき作成した富田林市地域防災計画に規定する組織をいう。

(事業)

第 3 条 市長は、必要に応じて、又は自主防災組織からの申し出により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防災組織の結成及び活動に対する指導及び助言
- (2) 自主防災組織に対する防災知識の普及に関する資料等の提供

2 前項に掲げるもののほか、市長は次に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防災組織が行う防災資機材（以下「資機材」という。）の整備に対する補助（以下「育成補助」という。）
- (2) 自主防災組織が行う事業の運営に要する経費（以下「運営費」という。）に対する補助（以下「運営補助」という。）

(資機材の整備及び運営費の補助)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号の事業は、地域の防災活動に必要な資機材の整備に関する事業とし、別表第 1 に掲げる資機材の参考例に準じた整備に対してこれを補助する。

ただし、その補助は、20 万円相当分を限度とし、原則として 50 世帯以上の町会又は自治会単位の自主防災組織に対し 1 組織 1 回限りとする。

2 前条第 2 項第 2 号の事業は、運営費のうち次に掲げる事業に要した経費に対し、別表第 2 の運営補助限度額を運営費補助金として交付することにより行う。

ただし、当該補助金は、消防本部が指定する訓練を実施した自主防災組織に対し交付する。

- (1) 防災訓練、講習会等防災知識の普及活動
- (2) 総会、役員等組織の運営会議

(3) 防災資機材の整備

(育成補助の交付申請)

第5条 この要綱により、育成補助を受けようとする者は、富田林市自主防災組織育成補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織の規約

(2) 自主防災組織の役員名簿

(3) 事業計画書(様式第1号の2)

(4) 予算書(様式第1号の3)及び予算書の支出の部の内訳(様式第1号の4)

(5) 見積書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(育成補助の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請の内容について審査し、適正と認めたときは、交付すべき育成補助額を決定し、必要な条件を付して富田林市自主防災組織育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により自主防災組織に通知するものとする。

2 前項により育成補助金の交付決定通知を受けた者(以下「資機材補助事業者」という。)は、富田林市自主防災組織育成補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業等の実績書(様式第3号の2)

(2) 補助事業等の収支決算書(様式第3号の3)及び補助事業等の支出の部の内訳(様式第3号の4)

(3) 補助事業等に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の報告を受理したときは、報告の内容について審査し育成補助額の確定を行い、資機材補助事業者に対し富田林市自主防災組織育成補助金確定指令書(様式第4号)により通知し、育成補助金を交付するものとする。

(運営費補助金の交付申請)

第7条 この要綱により、運営費補助金の交付を受けようとする者(以下「運営費補助申請者」という。)は、富田林市自主防災組織運営費補助金交付申請書(様式第5号)に第5条第3号から第6号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(運営費補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請の内容について審査し運営費補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し運営費補助申請者に対し、富田林市自主防災組織運営費補助金決定通知書（様式第6号）により通知する。

（実績報告等）

第9条 運営費補助申請者は、事業終了後速やかに富田林市自主防災組織運営費補助事業実績報告書書（様式第7号）に第6条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受理したときは、報告の内容について審査し、運営補助金額の確定を行い、運営費補助申請者に対し、富田林市自主防災組織運営費補助金確定指令書（様式第8号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の性質上必要があると認められた場合は、補助金の交付決定の範囲内で一部又は全額の概算交付をすることができる。

（補助金の請求）

第10条 第6条第3項及び前条第2項の規定により確定指令書の通知を受けた者又は同条第3項の規定による概算交付を希望する者は、請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

（資機材の管理）

第11条 補助事業者は、補助を受けた資機材の維持管理に努めなければならない。

2 前項の規定により、維持管理に必要な経費は、当該自主防災組織において負担するものとする。

（資機材の譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、補助を受けた資機材を第三者に譲渡してはならない。

（資機材の検査）

第13条 市長は、自主防災組織に対して補助した資機材が適切に維持管理されているか検査することができる。

（変更届）

第14条 補助事業者は、第5条及び第7条により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（返還）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業者

に対し、補助金の全部又は、一部を返還させることができる。

(1) 自主防災組織が解散したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第13条の検査の結果、適切な維持管理又は運用が行われていないと認めたととき。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成9年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市自主防災組織補助事業要綱の規定は、平成23年度に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月 1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市自主防災組織補助事業要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表1 (第4条関係)

資機材の参考例

ヘルメット	消火器	ジャッキ
ロープ	掛け矢	脚立
ハンマー	腕章	投光器
シャベル	倉庫	発電機
のこぎり	救急セット	消火バケツ
ツルハシ	担架	大斧
バール	ハンドマイク	電池
コードリール	防水シート	

別表 2 (第 4 条関係)

運営補助限度額

自主防災組織の規模	運営補助金限度額
500世帯以上	10万円
400世帯～499世帯	8万円
300世帯～399世帯	6万円
300世帯未満	5万円